

所有者不明農地制度の活用事例

- 滝沢市農業委員会
- 岩手県農地中間管理機構（公益社団法人 岩手県農業公社）

概要等

- 農地所有者が死亡した農地について、相続人の1名（子の子、以下「相談者」という）から農業委員会へ農地を貸したい旨の相談があった。
- 相談者単独では共有者の過半とならず、また相談者が個人で相続人を確認することが困難であったことから、農業委員会が土地登記簿、戸籍謄本、住民票等の公用請求をもって、所有者（登記名義人、死亡）の相続人（範囲：配偶者、子（9名））等を探索し、配偶者及び子（9名中8名）の死亡を確認。生存する1名への連絡を郵送により行ったが返答が得られなかったことから、所有者不明農地であることを確定し、公示を行った（令和4年8月）。
- 6ヶ月の公示期間中に不明共有者からの申出がなかったため、岩手県農地中間管理機構が利用権を取得し、認定農業者へ貸付。（令和5年2月）
- 認定農業者への貸付期間は15年
- 現在、周辺の農地と一体的に認定農業者が耕作しており、所有者不明農地の有効利用が実現。

 :所有者不明農地
(田 9筆 6,598㎡)

 :所有者不明農地
(畑 2筆 545㎡)

- 龍ヶ崎市農業委員会
- 茨城県農地中間管理機構（公益社団法人 茨城県農林振興公社）

概要等

- 土地所有者の相続人から農業委員会へ農地を貸したい旨の相談があった。
- 農業委員会が住民票及び戸籍謄本を公用取得により不明共有者を探索した結果、相続人2名存在を確認（うち1名不確知共有者、1名存在）できたが、農地の貸し出し希望者以外の相続人の行方は不明であり、共有持分の2分の1を超える同意を得ることができないことが判明したため、共有者不明農地について公示を行った（令和5年9月）。
- 2ヶ月の公示期間中に不明共有者からの申出がなかったため、茨城県農地中間管理機構が利用権を取得し、地域の農業法人（2法人）へ貸付け（令和6年2月）
- 地域の農業法人（2法人）への貸付期間は16年
- 当該地域では農地集約型大規模水田経営体育成加速化事業による100ha規模の大規模水田経営体を育成中



 :対象農地

所有者不明農地
田
4筆
7,119㎡



 :対象農地

所有者不明農地
田
3筆
3,847㎡

所有者不明農地制度の活用事例

- 大野市農業委員会
- 福井県農地中間管理機構（公益社団法人 ふくい農林水産支援センター）

概要等

- 利用状況調査により一号遊休農地と判定された農地について、利用意向調査を実施しようとしたところ、所有者が死亡していることが判明。
- そのため、農業委員会は、相続人（配偶者と子）の住所へ通知（所有者等であることの確認）を送付したが、2週間を経過しても返信がなかったため、不明者と扱い探索を終了し、農地法に基づく所有者不明の公示を行った（平成31年4月）。
- 6か月の公示期間中に不明所有者からの申出がなかったため、福井県農地中間管理機構が利用権を取得し、担い手へ貸し付け（令和2年3月）。
- 担い手への貸付期間は20年
- 担い手による長期間の耕作が可能となり、一団の水田の中に所在する遊休農地が解消された。



 :所有者不明農地
(田 7筆 18,057㎡)

- 恵那市農業委員会
- 岐阜県農地中間管理機構（一般社団法人 岐阜県農畜産公社）

概要等

- 近隣で耕作している認定農業者の借受希望を受け、共有者の1人から農業委員会に相談があり、農地台帳を確認した結果、相続未登記農地と判明した。
- 農業委員会が相続人（配偶者、子）を探索、相続人（配偶者）の死亡を確認し、探索の経過で知りえた相続人の兄妹11名（死亡8名、不明2名、生存1名）のうち、生存者1名から貸付けの同意があったが、2分の1を超える貸付同意を得られなかったため、共有者不明農地について公示を行った（令和3年1月）。
- 6ヶ月の公示期間中に不明共有者からの申出がなかったため、岐阜県農地中間管理機構が利用権を取得し、認定農業者へ貸付け（令和3年8月）
- 認定農業者への貸付期間は10年



 :所有者不明農地
(田 3筆 1,972㎡)

所有者不明農地制度の活用事例

- 奈良市農業委員会
- 奈良県農地中間管理機構（公益財団法人 なら担い手・農地サポートセンター）

概要等

- 農業委員会は、認定農業者からの相談を受け、農地台帳で所有者を確認した結果、借受希望農地が所有者不明農地と判明。
- 農業委員会が相続人（範囲：配偶者、子）等を探索し、相続人（配偶者及び子）4名すべての死亡確認。
- 探索の過程で知りえた相続人の1人（登記上の所有者の曾孫）の貸付同意を得たが、他の相続人が不明であることが確定。
- 農業委員会は令和4年6月、所有者不明農地について公示。
- 6ヶ月の公示期間中に不明共有者からの申出がなかったことから、農業委員会は奈良県農地中間管理機構にその旨を通知。
- 奈良県農地中間管理機構が利用権を取得し、認定農業者へ貸し付け（令和5年2月）。
- 認定農業者への貸付期間は10年



: 所有者不明農地
(田 17筆 7,836㎡)

- 吉備中央町農業委員会
- 岡山県農地中間管理機構（公益社団法人 岡山県農林漁業担い手育成財団）

概要等

- 農業委員会は新規就農者から現在、遊休農地となっている農地の借受を希望する相談を受けた。
- 農業委員会が農地台帳等を調べた結果、土地登記簿の所有者（名義人）が死亡していたことが判明した。さらに、農業委員会が戸籍簿等により相続人の探索を行い、配偶者及び子の死亡を確認し、共有者が不明であることを確認した。そのため、所有者不明農地として公示を行った（令和3年7月）。
- 6ヶ月の公示期間中に不明共有者から申出がなかったため、岡山県農地中間管理機構が利用権を取得し、借受希望する新規農業者へ貸し付けを行った（令和4年6月）
- 新規農業者への貸付期間は10年
- 制度活用により、現在は、野菜を栽培するほ場となり、農地の荒廃化が防がれた。



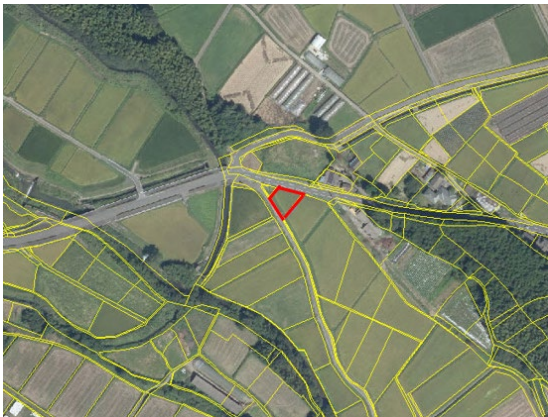
: 所有者不明農地
(田 5筆 畑1筆
5,821㎡)

所有者不明農地制度の活用事例

- 錦町農業委員会
- 熊本県農地中間管理機構（公益財団法人 熊本県農業公社）

概要等

- 共有者の1人から耕作している農地を地域の認定農業者に貸し出したいと農業委員会に相談があった。
- 農業委員会は土地登記簿、住民票及び戸籍等で共有者を探索した結果、登記名義人及びその配偶者の死亡並びに子の死亡を確認し、相談者以外の共有者が不明であることを確定し、共有者不明農地について公示を行った（令和3年3月）。
- 6か月間の公示期間中に不明共有者から申出がなかったため、熊本県農地中間管理機構が利用権を取得し、地域の認定農業者へ貸し付け（令和4年1月）。
- 認定農業者への貸付期間は10年。

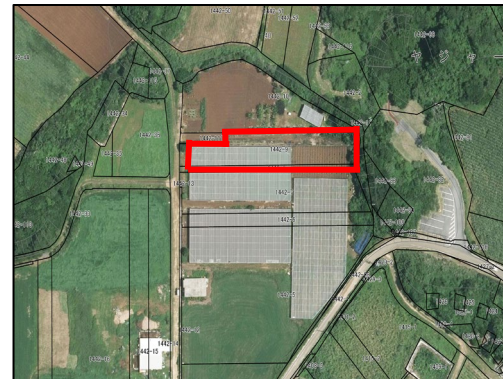


 :所有者不明農地
(田 1筆 324㎡)

- 久米島町農業委員会
- 沖縄県農地中間管理機構（公益財団法人 沖縄県農業振興公社）

概要等

- 地域の担い手から規模拡大のため、関係者不明で手続きが先送りとなっていた農地を借受したいと農業委員会に相談があった。
- 農業委員会は土地登記簿や住民票等で所有者及び相続人（範囲：配偶者、子）等を探索し、所有者は死亡、相続人である配偶者及び子も戸籍の照会、地区の代表者へ聞き取りを行った結果、所在不明であることを確認し、共有者が不明であることが確定したため、公示を行った（令和3年1月）。
- 6ヶ月の公示期間中に不明所有者からの申出がなかったため、沖縄県農地中間管理機構が利用権を取得し、担い手へ貸し付け（令和4年4月）
- 担い手への貸付期間は20年
- 制度活用により、現在、花卉のほ場となり担い手への農地集積に繋がった。



 :所有者不明農地
(畑 2筆 1,647㎡)